国民健康保険の決算状況

国民健康保険は、保険に加入されている方が病気になった時やけがをした時などに備えて、皆さんで支え合う制度です。町が保険者となり、皆さんから納めていただく国民健康保険税や国・県・町などからの負担（補助）金などによって運営されています。

国民健康保険には、職場の医療保険に加入している方や、生活保護を受けている方などを除く、74歳までの全ての方が加入することになっています。

平成21年度の国民健康保険特別会計の決算状況については、歳入で国民健康保険税が15億4，556万円となり、前年から954万円の増額となりました。また、保険給付費に対する国・県等の負担（補助）金が、26億629万円となっています。

歳出では、保険給付費が33億1，254万円となり、前年度から1，512万円の増額となっています。75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等は7億3，567万円の支出となっています。

保険給付費が増えるということは、国民健康保険税の負担増加にもつながります。町が実施する特定健康診査や人間ドックの助成制度などを利用することで、自身の健康管理に努めたり、医療機関等にかかる際は、ジェネリック医薬品を希望したりするなど、保険給付費の抑制にご協力ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て別の会社が、同じ成分、効能で作った薬です。薬の研究開発費がかからないことから、新薬と比較すると割安の価格となります。

ただし、ジェネリック医薬品を利用するには、処方せんが必要となります。医療機関等の医師や調剤薬局の薬剤師にご相談ください。

問住民課国保年金班　☎(70)0334

平成21年度　国民健康保険特別会計の決算状況

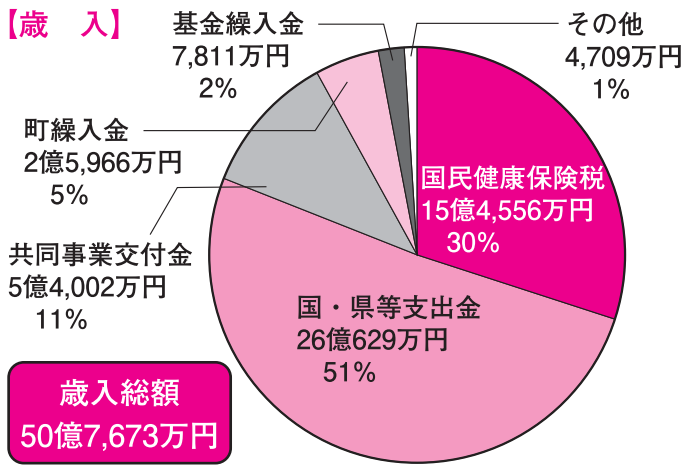

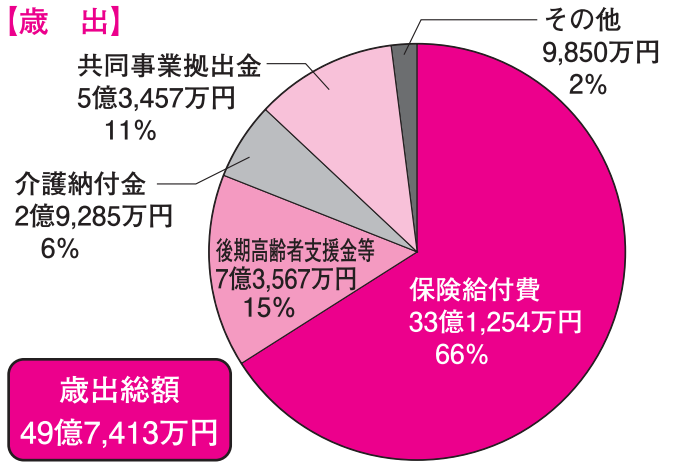

後期高齢者医療制度の医療費が高額になったときは

1カ月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額（別表）を超えた場合、申請して認められると超えた分が高額療養費として支給されます。該当する方には通知をします。通知を受けたら、同封の申請書で申請してください。

なお、対象者の一部負担金額（1割・3割負担分）は医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）で確認しますので、事前に申し出する必要はありません。

また、レセプトは通常、1カ月ごとに審査機関に提出され、約1カ月間の審査で適正と認められたものに高額療養費を算定しています。そのため、通知発送までに時間がかかりますので、ご了承ください。※一度申請している方は申請不要です

問千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課　☎043(223)1262
住民課国保年金班　☎(70)0334

1カ月の自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1％※1
一　般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1　過去12カ月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円
※2　低所得者Ⅱとは…世帯全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外）
※3　低所得者Ⅰとは…世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

人権擁護委員に板倉輝勝氏が再任

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には相談相手になって救済したりするなど、さまざまな場面で活動しています。

本町では、再任となった板倉輝勝氏のほかに、5人の人権擁護委員が相談等に応じています。

人権に関して悩んでいることや不安なことがありましたら、お気軽に相談ください。

〈人権相談〉
▶日時＝毎月第3㈬10時～15時
▶会場＝中央公民館1階講義室
問住民課コミュニティ推進班　☎(70)0342

地域包括支援センターだより 40

在宅介護支援センターの仕事

在宅介護支援センターは、地域包括支援センター相談窓口として活動しています。今回は、在宅介護支援センターがかかわって解決した事例について紹介します。

一人で本町に転入してきたAさん。町内に親しい友人はなく、持病のほか、アルコール依存もありましたが、近所の方の支援でなんとか生活していました。

町職員が定期訪問していましたが、ある日、近所の方から「このままでは心配」と相談がありました。

近所の方から日常の様子を聞くと、アルコール依存が強くなった上、認知症の症状もでてきたため、一人の生活は難しくなり始めたことが分かりました。

早速、諸サービスの導入を検討しましたが、ご本人では判断は難しく、また、親族との連絡もつきません。当面、在宅介護支援センター職員や社会福祉協議会の見守りと、近所の方の情報と支援で対応し、一方で、時間をかけ根気よく親族との関係を作っていきました。

その結果、なんとか介護保険サービスにつなげることができました。近所の方から相談を受けてから、11カ月後のことでした。

今回のように、解決に時間がかかるケースは少なくありません。しかし、「小さな心配」のうちに対応し始めれば、大事に至る前に対処することができます。その小さな心配の芽に最初に気づくのは、すぐ近くにいる近所の方です。「このままで大丈夫？」という近所の方の気づきが、とても大きな情報と力になります。

もし、ご近所に心配な方がいましたら、お気軽にご相談ください。

在宅介護支援センターでは、地域と高齢者をつなぐ窓口として、来所・電話相談共に受け付けています。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます
問地域包括支援センター
☎(70)0439　FAX(70)1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎(70)1666

ねんきんナビ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月中旬ごろに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

※年金以外に収入がある方は確定申告が必要です
▶平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方
・65歳未満＝年金額が108万円以上の方
・65歳以上＝年金額が158万円以上の方
▶扶養親族等申告書の提出期限＝12月1日㈬
※詳しくは日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご覧ください
問千葉年金事務所　☎043(242)6320
住民課国保年金班　☎(70)0334